



Title	政策転換期における東北水田農業の対応
Author(s)	伊藤, 房雄
Citation	フロンティア農業経済研究, 16(2), 41-52
Issue Date	2013-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65942
Type	journal article
File Information	16-2-6_ito.pdf



政策転換期における東北水田農業の対応

東北大学大学院農学研究科 伊 藤 房 雄

Perspective of Paddy Field Farming in TOHOKU Region at the Turning Point of Japanese Agricultural Policy

Research Faculty of Agriculture, TOHOKU University
Fusao Ito

I はじめに

本報告の目的は、平成22年度から実施された戸別所得補償制度（米モデル事業、水田利活用自給力向上事業）が東北の水田農業にどのような影響を及ぼしたのかを整理して、同制度の課題を明らかにするとともに、今後の東北水田農業の展開方向を考察することである。

II 東北水田農業の今日の特徴

本節では、日本有数の米の主産地であるとともに、不安定な就業機会の下で兼業を深化させてきた東北地域の水田農業の今日の特徴を整理する。

1. 米産出額の縮小と構造改革の停滞

はじめに、図1は東北6県の県別農業産出額（平成20年）を示したものである。ひと口に米どころ東北とは言うものの、産出額ベースでみる

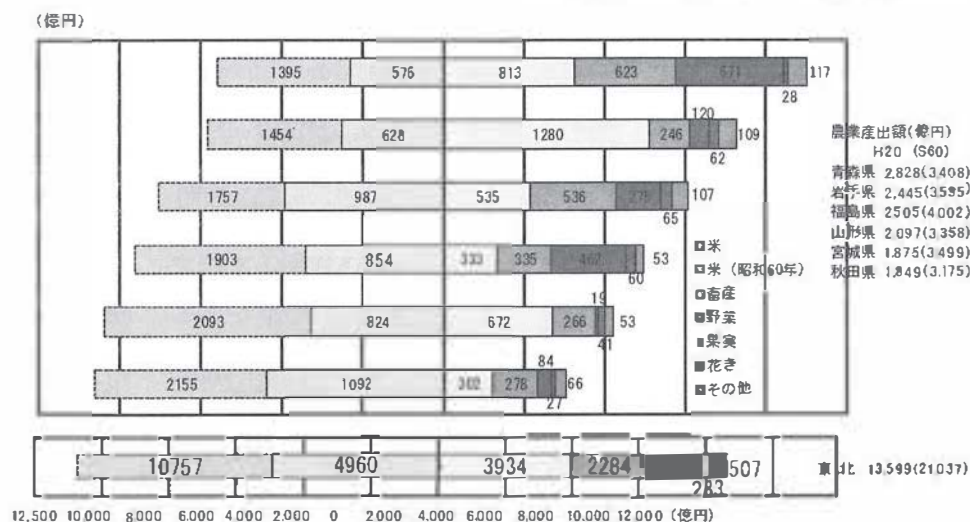


図1 県別の農業産出額（平成20年）

資料：農林水産省統計部「平成20年農業産出額（都道府県別）」

と、米のウェイトがきわめて高い秋田県から畜産の産出額が米の2倍となっている岩手県、さらには米、畜産、野菜、果樹の4部門のバランスが程よい青森県など、実に多様な様相を呈している。そのなかで注目すべきは、東北6県ともに米の産出額が昭和60年から平成20年にかけて半減ないしは半減以下に縮小したことである。これは、この間の転作率の上昇による影響もあるが、主たる要因は米価の下落によるものである（表1参照）。これにより東北の農業所得が大幅に減少したことは言うまでもない。しかしながら、それでもなお、秋田県、宮城県、山形県、福島県では米が依然として農業産出額の首座にあり、野菜など収益部門への転換が進んでいない。低米価の下での米依存度の高さ、これが今日の東北水田農業の第一の特徴である。

次に、昭和60年以降の東北の農業構造の推移を表2に示した。それによると、この20年の間に

農家数や農業就業人口が約1/3減少したのに対して、田や普通畑は1割弱の減少に止まっており、農家一戸あたり経営耕地面積は増加した。しかし、販売農家の大宗は依然として2ha未満層によって占められており、東北の農業構造改革は進んでいない（図2参照）。その一方で、東北においても耕作放棄地が増加しており、平成17年には70千haを超えるまでに拡大している（図3参照）。そのなかでも特に、土地持ち非農家の耕作放棄地の増加とともに比較的農業生産条件の良い平地農業地域での増加が懸念されている。詳細は割愛するが、耕作放棄の主たる理由は労働力不足と後継者不足である。また、現今の農業就業人口の過半は65歳以上層によって占められている。このように、労働力の高齢化と後継者不足の中で、東北の水田農業は2ha未満の小規模層によって担われているのが第二の特徴である。

表1 東北各県の水稲作付面積・収穫量・米価の変化

	（昭和60年度）			（平成20年度）		
	作付面積 （千ha）	収穫量 （千t）	米価 （円/60kg）	作付面積 （千ha）	収穫量 （千t）	米価 （円/60kg）
青森県	75.7	456.5	19,530	49.2	300.6	12,690
岩手県	82.5	449.6	21,460	56.6	304.5	12,690
宮城県	108.5	594.6	22,540	72.4	377.9	12,690
秋田県	115.1	692.9	21,970	89.0	535.8	12,690
山形県	92.3	565.8	22,240	67.6	417.1	12,690
福島県	98.1	542.5	20,730	81.3	438.2	12,690
東北	572.2	3301.9	21,508	416.1	2374.1	12,690

資料：農林水産省『東北農林水産統計』『農村物価賃金統計』『農業物価統計』

注1）昭和60年度の米価は自主流通米（うるち玄米1等）価格である。

2）平成20年度の米価は全国平均販売価格（うるち玄米1等程度）である。

表2 東北の農業構造の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	HI7/S60
総農家 （千戸）	656	607	556	507	464	70.7
販売農家 （千戸）	567	521	473	426	371	65.4
農業就業人口 （千人）	938	819	707	681	621	66.2
基幹的従事者 （千人）	622	495	428	414	385	61.9
認定農業者 （千人）	-	-	5.8	28.1	35.8	-
田 （千ha）	683	669	657	646	631	92.4
普通畑 （千ha）	145	147	142	137	135	93.1
樹園地 （千ha）	87	77	66	56	53	60.9
牧草地 （千ha）	75	75	72	69	65	86.7

資料：農林水産省『耕地及び作付面積統計』

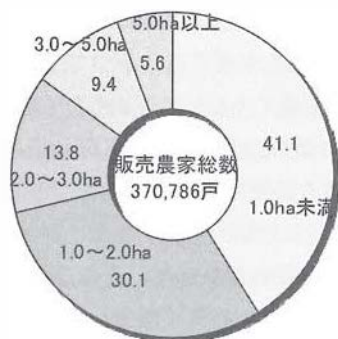


図2 経営耕地規模別農家数割合
(平成17年:東北)

資料: 農林水産省『農林業センサス』

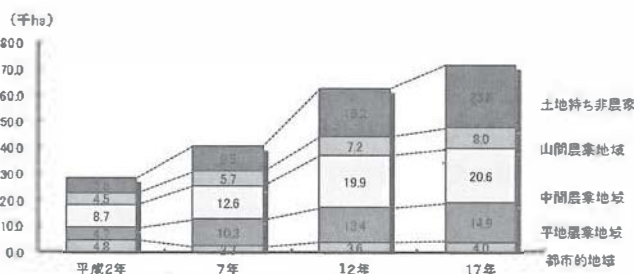


図3 東北の耕作放棄面積の推移

資料: 農林水産省『農林業センサス』

2. 不況による農外所得の減少と稲作の継続

データは多少古いが、1990年代後半から2000年代前半にかけての農区別にみた農家所得の変動と所得源泉別寄与度を示したのが図4である。バブル経済崩壊後、百年に一度と言われる大不況のなかで、農家所得の変動が何によってもたらされたのかをみることができる。それによると、北海道を除く農区はいずれも農外所得と農業所得の減少によって農家総所得は低下した。この間に輸入農産物の増加によって国産の農産物価格が低下していることは言うまでもないが、大不況による雇

用環境の悪化はそれを上回る大きさに農家総所得に負の影響を及ぼしたのである。このため農外所得への依存度が高い副業農家や小規模農家ほど、家計を維持するために稲作を継続する誘因が強まったと考えられる。東北はほぼ全国平均と同じ様相を示しているが、低賃金で不安定な労働市場であることを併せ考えると、生存基盤の確保とまでは言わないにせよ、収益性基準だけで稲作からの退出を判断できる状況にはない。これが第三の特徴である。

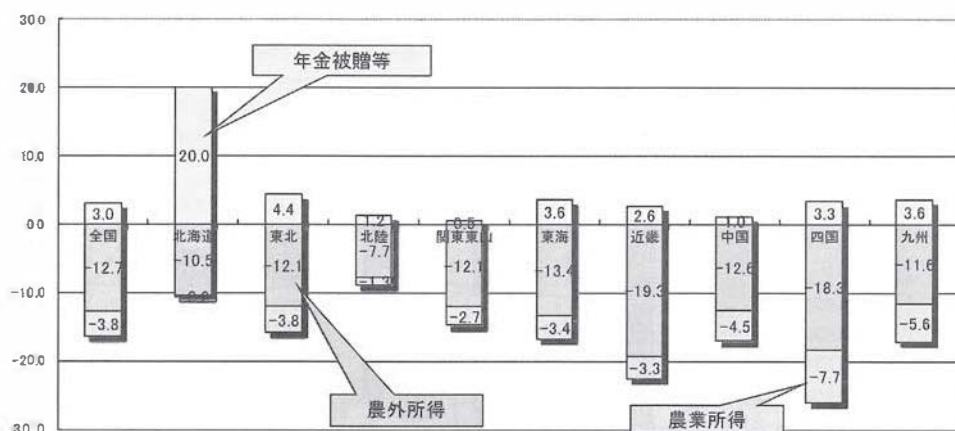


図4 農区別にみた1995-2003年の農家総所得の変動と所得源泉別寄与度

資料: 斉藤和佐「高度経済成長期以降の農家間所得格差」『農業経済研究報告』第39号(2008) p.36より引用

3. 水稻作付け品種構成と生産費

さて、次節で考察する戸別所得補償制度との関わりから、ここで東北の水稻作付け品種構成と米生産費の特徴を確認しておこう。表3は、平成21年産の東北6県の主要品種の作付け状況をまとめたものである。そこから直ちに、宮城県と秋田県では「ひとめぼれ」と「あきたこまち」に作付けが特化していること、他県でも上位2品種で全体の9割前後を占めていることが見てとれる。このような特定品種への過度な集中は、寡占化する卸売業者に対抗するための販売戦略の一環でもあるが、「きらら397」をはじめ新たな銘柄品種が続々と登場し、かつ米需給が緩和している下で

は、逆に大量の在庫を抱える要因とも成り兼ねない。そこでJA全農みやぎでは、かつてそのような販売リスクを回避するために「まなむすめ」の価格を「ひとめぼれ」より300円/60kg引き上げて作付け転換の誘導を試みたものの、300円の価格プレミアムでは長年作り慣れた「ひとめぼれ」からの転換は図れなかった。このことは、1円でも安く生産し1円でも高く販売したいという生産者の想いとは別に、現実問題として高齢化する米生産者は価格に反応し難くなっていることを物語っている。これが第四の特徴である。

最後に、東北の平成20年産水稻作付け規模別の60kg当たり生産費を示したのが図5である。

表3 東北の県別主要品種の作付け状況 (平成21年産)

(単位:%)

区分	1位	2位	3位	4位	5位
青森県	つがるロマン 56.3	まっしぐら 42.6	むつほまれ 2.6	濃吹雪 0.5	あきたこまち 0.4
岩手県	ひとめぼれ 69.9	あきたこまち 18.8	いわてっこ 6.3	どんぴしゃり 2.1	かけはし 1.2
宮城県	ひとめぼれ 83.9	ササニシキ 9.2	まなむすめ 3.9	コシヒカリ 1.8	—
秋田県	あきたこまち 81.2	ひとめぼれ 10.2	めんこいな 6.5	ササニシキ 0.5	美山錦 0.4
山形県	はえぬき 62.0	ひとめぼれ 14.5	コシヒカリ 11.2	あきたこまち 5.5	つくばSD1号 1.9
福島県	コシヒカリ 67.9	ひとめぼれ 20.9	あきたこまち 3.0	ミルキーQueen 2.6	チヨニシキ 1.9

資料：農林水産省『米穀の流通・消費等動態調査』など

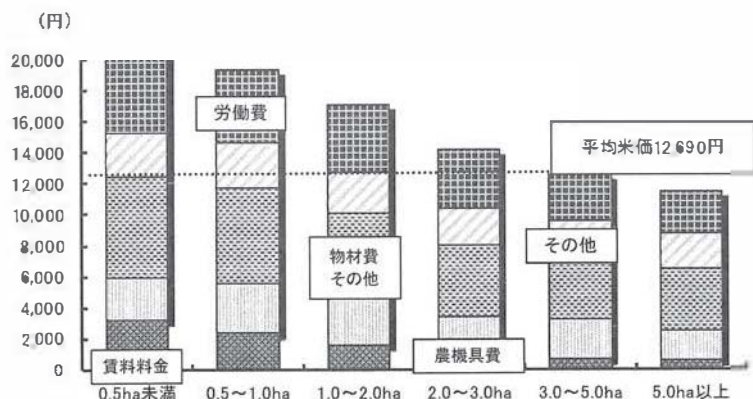


図5 60kg当たり生産費 (平成20年産：東北)

資料：農林水産省『平成20年産米及び小麦の生産費』

そこでは、東北の稲作には規模の経済性が働いていること、しかし最近の米価水準では2.0～3.0ha層でさえ全算入生産費を賄えないであることを確認できよう。これと先の図2および現今の30%を超える転作率を併せ考えるならば、東北では実に9割前後の農家で稲作の再生産が困難になっていると言えよう。これが第五の特徴である。

Ⅲ 東北水田農業の戸別所得補償制度への対応

1. 米モデル事業に対する事前評価

平成22年2月、河北新報社は戸別所得補償制度米モデル事業に対する農家の意向調査を実施した。対象は東北6県に在住する同社の農業モニター300名である。同調査結果の一部を表4に示した。それによると、米モデル事業の導入によっ

表4 戸別所得補償制度米モデル対策事業に対する意向調査結果（東北）

【設問】戸別所得補償制度導入で減反は名実ともに選択制になるといわれています。どう思いますか。

経営面積	選択肢			無回答	計
	評価する	評価しない	どちらとも言えない		
1ha未満	11	4	9	1	25
1～2ha	22	12	12	0	46
2～4ha	22	30	22	0	74
4～10ha	23	20	18	0	61
10ha以上	20	20	19	0	59
計	98	86	80	1	265

【評価する理由は…（単一選択）】

	選択肢				計
	農家の自由な判断でコメ作りができる	減反参加者の不公平感が解消	減反をめぐる地域の感情的軋轢が解消	農業・農村の閉塞感が緩和	
計	45	39	4	8	96

【評価しない理由は…（単一選択）】

	選択肢				計
	減反は完全に廃止すべき	供給過剰となり米価下落が懸念	農業政策が変わり一貫性がなくなる	これまでと同様に強制感なくならない	
計	7	47	16	16	86

【設問】平成22年度米の生産で、生産数量目標に従って減反し、戸別所得補償を受けますか。

経営面積	選択肢			無回答	計
	減反し、補償を受ける	減反せず、補償は受けない	まだ決めていない		
1ha未満	16	8	0	1	25
1～2ha	39	2	5	0	46
2～4ha	50	9	15	0	74
4～10ha	49	2	8	2	61
10ha以上	45	5	9	0	59
計	199	26	37	3	265

【設問】戸別所得補償制度導入で、平成22年度米の米価はどうなると思いますか。

	選択肢			無回答	計
	上がる	下がる	変わらない		
計	6	165	86	8	265

出所）河北新報社（本社：仙台市）第5回農業モニター調査（平成22年2月20～21日実施）

注1）農業モニターは宮城100名、青森、岩手、秋田、山形、福島各県50名、計300名の農業経営者

2）調査は、モニターに調査票を郵送で事前配布した上で、電話による個別ヒアリングを実施

3）回答サンプル数265件、有効回答率88.3%

で減反が名実ともに選択制になることに対しては、「評価する」「評価しない」「どちらとも言えない」の回答がほぼ拮抗し、同年4月からの実施直前においてもその評価は大きく分かれた。

「評価する」理由としては、「農家の自由な判断でコメ作りができる」「これにより減反参加者の不公平感が解消される」が圧倒的に多く、従前の強制的減反への不満の強さとその解消による自由な意思決定への期待感が表れている。一方、「評価しない」理由としては、「供給過剰となり米価下落が懸念」が過半を占め、これに「農業政策が変わり一貫性がなくなる」や「これまでと同様に強制感はなくならない」が続いている。そこには、米の需給調整を市場に委ねることへの危惧や、政策制度の実施にあたってこれまでも大きな推進力として作用してきた「ムウの罫り」がそう易々とはなくなるといった現実感覚が表れている。なお、ここでの回答に明瞭な経営規模別格差はみられなかった。

次に、上記の設問を踏まえて問い掛けた平成22年産米への対応についてみると、「減反して補償を受ける」割合が全体の約3/4に達し、「減反せず補償は受けない」割合は1割に止まっている。すなわち、減反の選択制を掲げる米モデル事業については評価しないものの、平成22年産米の米価は下落すると多くの農家が予想しているもとは、それに伴い発生する損失を補償してくれる米モデル事業に参加しておこうという現実的対応の表れである。まさに農家の限定合理的な行動である。しかし、制度の持続性といった観点からみた場合には、1割の不参加者の存在は米モデル事業の存続を危うくし兼ねない。なぜならば、不参加者の多くは、直販など独自の販路を確保している大規模稲作農家や減反する誘因よりもその煩わしさを強く意識している1ha未満の小規模層であり、全国平均の米価の変動に機敏に反応するタイプではない。このためもし彼らがこれま

で以上に米の作付けを増加させた場合には、米の需給バランスは一層緩和し、在庫圧力が強まるとともに米価は下落して翌年以降の固定払いの総額が増加することになる。このように米モデル事業への不参加農家の存在は、彼らの行動如何によっては財政負担の増加をもたらし、ひいては同事業の継続を困難なものとし兼ねないのである。なお、米モデル事業には、稲作生産の大規模化を促進させる機能が内蔵されている。このため水田農業の構造改革が進み、全国平均の販売価格の下落以上に生産費用の低下が大きければ、財政負担の増加は生じない。しかし、先述したように兼業が深化するもので構造改革は遅々として進まず、その一方で米価が下落してきたのが現実である。

2. 加入申請結果にみる政策対応の特徴

さて、東北における戸別所得補償制度（米モデル事業、水田利活用自給力向上事業）の加入状況を整理したのが表5、表6である。制度開始直後の申請は少なかったが、その後の関係機関の喧伝により同制度に対する生産現場での理解も進み、東北全体での最終的な加入申請は268千件に達した。

はじめに米モデル事業についてみていくと、東北全体では面積ベースで85%の加入状況である。ただし、岩手県、宮城県、秋田県、山形県で90%以上の達成率を示しているのに対して、青森県78%、福島県に至っては58%と低調である。これは、参考に示した北海道と茨城県の格差からも類推できるように、系統出荷率の高低に呼応している。すなわち、直販など独自の販路を確立している個別経営が多い地域ほど、また商系との取引が堅牢な地域ほど、米モデル事業への加入率は低い。今後、彼らの動向次第で米モデル事業の継続が大きく影響を受けることはすでに述べた通りである。

次に、水田利活用自給力向上事業についてみて

表5 東北における戸別所得補償制度米モデル事業の加入状況

	戸別所得補償制度加入申請件数						加入申請面積		
	経営形態別				(参考)		米モデル事業 加入申請面積 A	生産数量目標 面積換算値 B	達成度 A/B
	合計	個人	法人	集落営農(H22)	経営所得安定対策 集落営農(H21)	事業別 米モデル 水田利活用 自給率向上			
青森	30,958	30,724	96	138	111	25,336	21,559	36,041	78.2
岩手	54,498	53,873	141	484	363	47,532	45,072	50,552	91.3
宮城	56,175	55,301	156	718	464	53,280	46,747	68,431	94.9
秋田	49,626	48,931	202	493	507	45,922	44,435	75,147	93.1
山形	39,993	39,539	142	312	201	32,793	35,110	59,959	93.4
福島	36,916	36,717	91	108	71	32,707	25,965	39,796	58.5
東北計	268,166	265,085	828	2,253	1,717	237,570	218,888	329,926	85.4
【参考】北海道	27,577	26,573	979	25	34	15,612	26,108	111,877	99.0
岩手	46,441	46,197	112	132	96	39,716	31,174	31,972	46.8

資料：農林水産省

表6 東北における戸別所得補償制度水田利活用自給力向上事業の加入状況

	水田利活用自給力向上事業										新規需要米・加工米の増減					
	戦略作物										その他 作物	22年度加入申請面積→21年度計画面積				
	麦	大豆	飼料作物 除WCS稲	米粉用米	飼料用米	バイオ 燃料用米	WCS用稲	そば	なたね	加工用米		米粉用米	飼料用米	バイオ 燃料用米	WCS用米	加工用米
青森	2,030	4,018	4,407	98	843	0	163	1,730	48	2,212	7,294	71	713	0	64	724
岩手	3,516	8,594	8,799	44	808	0	327	898	37	1,592	4,772	▲9	543	0	95	219
宮城	2,528	10,598	6,497	241	1,452	0	1,190	542	29	1,363	3,123	189	1,046	0	448	221
秋田	498	8,253	2,350	752	729	0	695	1,939	139	8,023	6,942	291	602	0	118	4,450
山形	106	8,645	2,455	100	10,900	0	435	3,829	29	2,742	5,247	58	476	0	85	738
福島	389	1,398	2,382	78	755	0	551	1,963	34	1,120	2,871	55	405	0	166	597
東北計	9,085	36,508	28,890	1,313	5,877	0	3,361	10,701	318	17,052	30,049	656	3,785	0	978	7,049
【参考】北海道	30,849	14,709	24,726	108	365	80	100	7,678	132	2,027	31,880	77	382	65	51	159
東北シェア	58	32.1	38.8	27.3	42.4	0.0	39.8	36.0	39.7	44.6	20.3					

資料：農林水産省

注：東北シェアは南九州4県を除く合計に対する割合

いくと、作物ごとにばらつきはあるものの、戦略作物のなかで東北全体では面積ベースで大豆が最も多く、これにWCS用稲を除く飼料作物、加工用米、そば、麦、飼料用米、WCS用稲が続いている。技術の改良などにより大豆作は定着してきたが、ブロックローテーションによる減反が一般的な東北の水田農業では湿害による収量低下の克服が困難なため麦作の振興は限定的である。そこへ今回の水田利活用自給力向上事業による新規需要米の新設である。稲作という栽培技術上のメリットもさることながら、新規需要米には麦作や大豆作と同等の所得が得られるよう10a当たり8万円の助成金が設定された。それが今回の加入申請で飼料用米やWCS用稲、米粉用米が急増した主たる要因である。なお、飼料用米では平田牧場（山形県酒田市：養豚）やトキワ養鶏（青森県藤崎町：養鶏）の先駆的な取り組みが、米粉用米で

は大潟村あきたこまち生産者協会（秋田県大潟村）の長年の取り組みが、それぞれの地域での飼料用米や米粉用米の増加を牽引している点に留意する必要がある。同様に、宮城県での飼料用米の急増が北日本くみあい飼料（宮城県石巻市）による買取で支えられているという立地特性も忘れてはならない。

このほかに、戸別所得補償制度の導入に伴う特徴として、集落営農の増加が挙げられる（表5参照）。ただし、その大半は、米モデル事業の10a例外規定を上手く活用するために便宜的に設立されたものと思われる。このため今回新たに設立された集落営農組織が今後も一体的な営農活動を継続していくのかどうかについては、大いに検討すべき余地がある。

3. 平成22年産米概算金にみる戸別所得補償制度の課題

つい先頃、平成22年産米の都道府県別概算金の概要が公表された。表7は、東北各県の銘柄別概算金を整理したものである。そこから直ちに、「つや姫」など一部の特定銘柄を除き、平成22年産米（60kg、1等米）の概算金が6県ともに8,000円台と、対前年比で2,000円から4,000円ほど大幅に低下しているのが見て取れよう。下落幅の大小はあるものの、この傾向は早場米地帯（茨城県や千葉県）のコシヒカリや新潟産コシヒカリといえども例外ではない。

このように平成22年産米の概算金が総じて下落した原因は、偏に膨大に積み上がった米の在庫にある。表8に東北各県の直近の在庫状況を示したが、福島県を除く東北5県が対前年同月比在庫増減の上位を占めている。これと表7を照らし合わせると、在庫増減幅の大小と概算金の引き下げ幅が反比例していることを確認できよう。すなわち、宮城県や秋田県など東北の米どころでは、これまで概算金を高く維持してきたことで大量の在庫を抱え込み、その在庫を売り切るために概算金を一気に引き下げざるを得なかったのである。もはや銘柄米といってもそれは必ずしも「売れる

表7 東北等の平成22年産米の概算金（60kg、1等米）

産地	銘柄	概算金(円)	前年比(円)	産地	銘柄	概算金(円)	前年比(円)
青森	つがるロマン	8,500	▲ 2,900	福島	コシヒカリ(会津)	10,000	▲ 2,400
	まっしぐら	8,300	▲ 2,800		コシヒカリ(中通り)	9,400	▲ 2,600
岩手	ひとめぼれ	8,700	▲ 3,600		コシヒカリ(浜通り)	9,300	▲ 2,600
	あきたこまち	8,500	▲ 3,500		ひとめぼれ(会津)	8,000	▲ 3,900
秋田	あきたこまち	9,000	▲ 3,300		ひとめぼれ(中通り)	7,900	▲ 3,850
	ひとめぼれ	8,500	▲ 3,300		ひとめぼれ(浜通り)	7,800	▲ 3,800
宮城	ひとめぼれ	8,700	▲ 3,600	新潟	コシヒカリ(魚沼)	16,500	▲ 2,200
	ササニシキ	8,700	▲ 3,600		コシヒカリ(一般)	12,300	▲ 1,400
	コシヒカリ	8,700	▲ 3,600		コシヒカリ(岩船)	12,300	▲ 1,400
山形	はえぬき	9,000	▲ 3,300		コシヒカリ(佐渡)	12,300	▲ 1,400
	コシヒカリ	10,500	▲ 2,500	茨木	コシヒカリ	10,000	▲ 2,000
	つや姫	11,500	▲ 1,500	千葉	コシヒカリ	10,000	▲ 2,000

資料：日本農業新聞平成22年9月17日12版より

表8 東北各県の米在庫量の現状

産地	平成22年6月末 在庫量(千トン)	前年同月比在庫 増減量(千トン)	在庫増減 順位
宮城	151.3	34.2	1
秋田	170.2	31.6	2
青森	89.7	15.4	3
岩手	122.8	15.3	4
山形	143.5	13.9	5
...	...	...	...
福島	99.6	▲ 19.1	45
新潟		▲ 21.7	46
北海道		▲ 27.0	47

資料：河北新報平成22年9月5日16版より

米」ではない。特に需給が緩和している下では「市場」で「売り切る米」でしかなくなることを、今回の概算金の引き下げで身を以て学習したのである。その意味では、今後の東北の水田農業は、これまで以上に米市場の動向に強く影響を受けることになり、それによって戸別所得補償制度の恩恵を享受する機会が増えると考えられる。

しかし、今回の概算金の引き下げで、戸別所得補償制度に関わる新たな課題も生じている。具体的にそれは、戸別所得補償制度による補償部分（単位当たり生産費用と販売価格の差額）の帰属問題であり、次の2つのケースに見ることができる。一つは、米卸売業者が政府からの補償の支払いを織り込んで、市場価格よりも低い水準で農家から米を買い叩こうとするケースである。いま一つは、農地の貸し手である地主が同様に補償の支払いを見越して、地代の追加的支払いを要求するケースである。どちらも本源的に正当な要求ではない。なぜならば、戸別所得補償制度は元来平均的な生産者の再生産を保障する仕組みであり、補償は耕作者に帰属すべきものだからである。効率的な生産を行なって平均より低い単位当たり費用を実現している場合であっても、それは耕作者の努力の賜物であり、その果実は決して米卸売業者や地主に帰属するものではない。とは言え、そのような要求を取り締まる法制度は何も整備されておらず、現実的にはそれぞれの取引における両者のパワーバランスによって処理されるしかない。しかし、戸別所得補償制度の財源が税金であることを思い起こすならば話は別である。納税者から耕作者への所得移転が不労所得として流通業者や地権者に移転する問題は、戸別所得補償制度の根源を揺るがす問題であるだけに、今後検討すべき重要な課題と考えられる。

Ⅳ これからの東北水田農業の展開方向

1. これからの地域農業の展開方向

東北地方に限らず、これからの地域農業の展開方向を考える上で、その地域の自然条件や経営資源の賦存状況、利用可能な技術などといった従前の規定要因のほか、今日的にはどのような消費者を購買ターゲットとするのかということも重要である。『飽食』の状況下では、消費者に受け入れられる商品づくりが不可欠となるからである。図6は福岡市民を対象としたアンケート調査結果を整理したものであるが、そこには多様な消費者の存在が示されている。それによると、食料・農業・農村の理解が高い消費者は全体の6割弱で、そのうち多少割高でも国産の農産物を継続的に購入するという消費者は全体のわずか5%に過ぎない。一方、農業や農村の価値について興味はないが、マスメディアで話題の商品を一度は購入するという支出負担力の高い消費者は2割弱と決して少なくない。

さて、このような消費者像を前提とするならば、これからの地域農業の展開方向として自ずと2つの方向が見えてくる。一つは、『食』支出負担力の低い大多数の消費者に向けたコスト削減追求型の農業である。東北で言えば、連反化団地化された圃場を有する大規模稲作経営、大豆や麦、

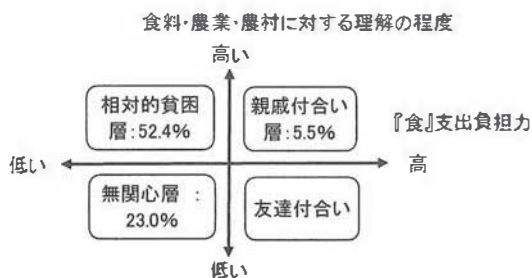


図6 多様な消費者像

資料：福岡都市圏学研究所「福岡市民の食生活に関するアンケート：結果の概要」（2003年）をもとに作成。

注）各層の名称は生産者からみた取引相手としての消費者の特徴を表すもので筆者による。

露地野菜などの大規模土地利用型経営の実現である。いま一つは、『食』支出負担力の高い消費者に向けて展開される高付加価値獲得型の農業である。いわゆる農商工等連携を含む6次産業化の推進である。東北でも近年6次産業化の優良事例は数多く現出しており、政策支援の強化と相俟って、この傾向は土地利用制約の厳しい地域を中心に今後益々強まっていくと思われる。以上、2つの基本的な展開方向を示したが、現実にはそれぞれの地域特性のもとでこれら2つのベクトルが合成され、具体的なカタチが形成されていくと考えられる。

なお、コスト削減追求型であれ高付加価値獲得型であれ、近年の消費者の環境問題に対する意識の高まりを考慮するならば、そこでは循環型社会形成に寄与する環境保全型農業を基礎とすることが肝要である。

2. コミュニティ・ビジネスへの期待

ところで、これからの地域農業の展開方向とし

て大規模土地利用型農業を提示したものの、はたしてそこに国際競争力はあるのだろうか。この問題は、経営面積のみならず使用する技術や品種、資本装備、水利、為替レートの変動等々多角的に検討すべき課題であり容易に回答は得られないが、少なくとも現行の技術体系と為替レートの下では国際競争力は持てそうにもない。気候条件や土地条件などに恵まれた米国や豪州での土地利用型農業と較べて、東北の水田農業はあまりにも条件が異なっているからである。

それではグローバリゼーションが進展する中で、東北の水田農業はどのように対処していけばよいのであろうか。その答えの一つが「鳴子の米プロジェクト」にあると思われる。図7に「鳴子の米プロジェクト」の概要を示した。同プロジェクトは元々、人口減少著しい山間の集落がどうすれば持続できるのかという問い掛けから始まった。押し寄せる限界集落に強い危機感を抱いた地元農家をはじめ役場職員や温泉旅館の経営者等が議論を重ねたどり着いた結論が、小規模零細農家

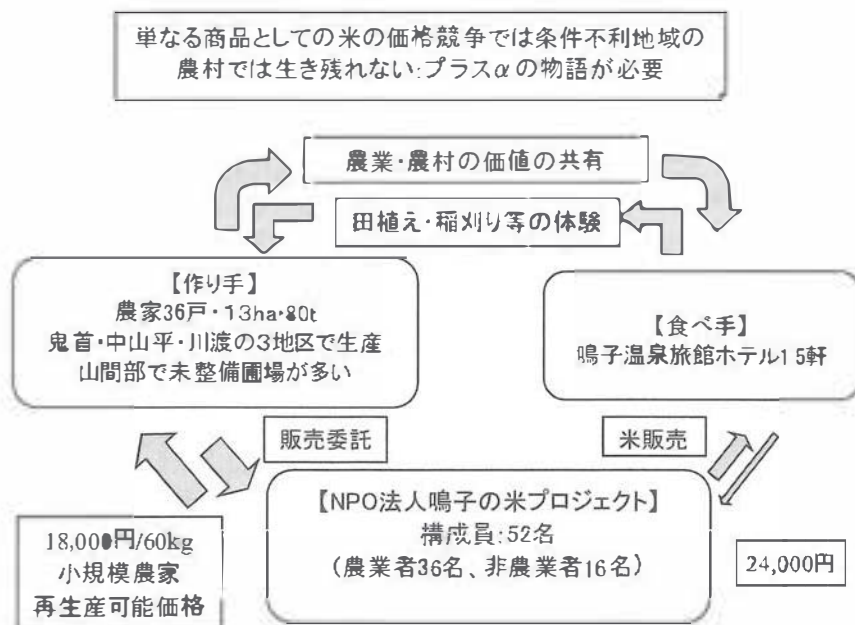


図7 事例：鳴子の米プロジェクト（平成21年）

であっても再生産可能なコメづくりの実現であった。それにより定年帰農する家の後継者も就農し地元での生活を維持することができるからである。しかし、そのためには食べ手（消費者）に通常の小売価格の1.5倍の価格でコメを買い続けてもらわなければならない。そうかと言ってモノ（商品）の取引だけでは一過性のイベントで終わり兼ねない。そこで食べ手に温泉に滞在しながら田植えや稲刈り、天日干しに参加してもらい、作り手（生産者）の想いと農村生活の豊かさを直接体感してもらう物語（仕組み）を構築したのである。「鳴子の米プロジェクト」は現在13haと面的な広がりはないが、お米は毎年販売開始直後から数時間で売り切れるほど盛況で、かつ食べ手もリピーターが圧倒的に多い。

このように『市場』を通さない取引は、グローバリゼーションに対抗する有効な手段であり、中山間地域を多く抱える東北水田農業が目指すべき展開方向の一つを示唆していると思われる。ただし、『市場』を経由しない取引の確立は容易ではない。如何にして図6の『親戚付き合い層』を増やしていくのか、その鍵は「食農教育」を通じた体験と理解にありそうであるが、この点については別の機会に論じたい。

V おわりに

本報告は、東北水田農業を対象に、平成22年度から実施されている戸別所得補償制度（米モデル事業、水田利活用自給力向上事業）への対応と同制度が抱える課題を検討し、それをもとに今後の東北水田農業の展開方向を考察した。そこから明らかになった点は、以下の通りである。

第一に、戸別所得補償制度米モデル事業は、事前評価では減反の選択制について評価が大きく分かれたが、岩盤対策としては優れた仕組みであ

り、また多くの農家が平成22年産米の価格が下落すると予想していたことから、東北全体（面積ベース）で8割を超える加入申請がなされた。ただし、岩手県、宮城県、秋田県、山形県では90%を上回る加入を示しているのに対して、青森県では78%、福島県では58%と低調である

第二に、米モデル事業は、「米価の下落幅」が「生産費の削減幅」を上回る状況が続くと財政負担が増大する仕組みとなっている。このため、同事業への未加入者の増大や彼らの過剰作付けによつては財政負担が増大する可能性がある。この点に関して、東北では福島県の動向が注目される。なお、豊作が数年続いた場合にも財政負担は増加することに留意しておく必要がある。

第三に、東北各県のJAは平成22年産米の概算金を大幅に引き下げた。これは前年度までにJAが抱え込んだ米の在庫が膨大となり、その調整を『市場』に委ねることとしたためである。この決断の背景に、岩盤対策としての米モデル事業の導入があったことは疑いない。このため、米モデル事業が継続する限り、系統の米流通は『市場』に連動すると考えられる。

第四に、米モデル事業の導入に伴って、補償の帰属問題が新たな課題として生じている。具体的には、耕作者に帰属すべき補償部分の一部が、卸売業者や地主に移転している問題である。同事業の継続は、基本的に財政負担の財源確保がポイントであり、納税者の理解が得られないような所得移転は解消されるべきである。この点については今後の検討課題である

第五に、水田利活用自給率向上事業に新規需要米が位置づけられたことにより、東北では交付金に誘導されて飼料用米やWCS用稲、米粉用米が急増した。湿害による収量低下などで捨てづくり的に行なわれてきた麦作や大豆作が減少することは好ましいが、麦作や大豆作と同等の所得が得られる10a当たり80千円の交付金があつての新規需

要米の増加であることを忘れてはならない。

第六に、これからの東北農業は、多様化する消費者のニーズに合わせて、コスト削減を追求する大規模土地利用型農業と農商工等連携を含む6次産業化による高付加価値獲得型農業の2つのベクトルに規定される。現実には、それぞれの地域特性のもとでこれら2つのベクトルが合成され、具体的なカタチが形成されていくと考えられる

最後に、『市場』を通じた米流通（価格競争）では、条件不利地域の生活が維持できないことは言うまでもない。このことは、全国平均の販売価格と生産費用との差額を補償する米モデル事業を導入しても同様である。なぜならば、条件不利地域の稲作農家は大半が1ha未満の小規模農家であり、岩盤対策を持ってしても稲作の収益は赤字となるからである。そのような地域では、『市場』を経由しないコメビジネス、例えば「鳴子の米プロジェクト」のような物語性（モノ＋α）のある取組も追求する必要がある。

（2012年9月16日受理）